

中国子会社の撤退について ～清算・破産に関する法制度と現状～

松本 亮
Ryo Matsumoto

PROFILEはこちら



1 はじめに

中国に現地法人を有する日系企業が中国からの撤退を考える場合、大きく分けて、第三者に対する持分譲渡、清算及び破産の3つの方法があります。買主が見つければ、持分譲渡手続が最も迅速かつ簡便ですが、買主が見つからない場合には、清算か破産を選択することになります。以前は外資の中国子会社が破産を申し立てたとしてもなかなか受理されなかったのですが、現在では認められるようになり、破産も選択肢の一つとなっています。本稿では清算と破産に関する法制度と現状をご紹介します。

2 清算か破産かの判断基準

中国子会社の資産が負債よりも多く、すべての債務を支払うことができる場合には清算手続が可能です。他方で債務超過になっている場合には、破産手続によることになります。ただし、BS上の資産が負債より多い場合であっても、実際には資産価値が毀損している場合があるため、清算が可能かどうか予めシミュレーションしておく必要があります。

3 清算手続の概要

中国における清算手続の流れは以下の通りです。



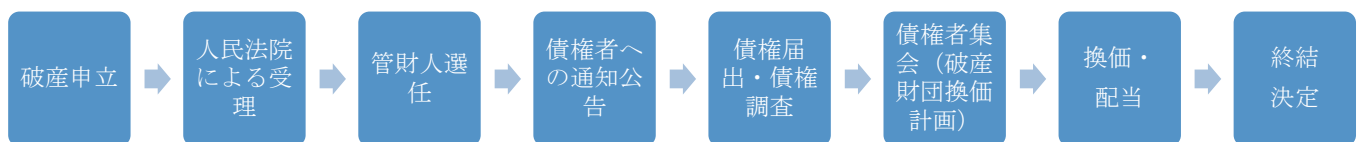
4 清算手続を行うにあたっての留意

中国の清算手続における最大の難所は、税務抹消手続のフェーズです。中国の税務当局からすると、外商投資企業から税金を取ることができる最後のチャンスになりますので、税務当局から、過去の経営において税務上問題となる処理がないどうか調査されることになります。税務調査の結果、実際に追徴課税がなされるかどうか、なされたとしてどの程度の追徴が必要となるかはケースバイケースですが、追徴課税を支払うことができず清算ができないという事態に陥らないよう、清算を行う前に税務DDを行い、十分な資金を確保してから清算手続に入ることもあります。

また中国では地域によって、当局から必要書類や書式等に関して特別な指導を受ける場合があります。そのため清算を開始するにあたっては、予め市場監督管理局に対し、必要書類や書式等について確認しておくことが望ましいです。日本の親会社が署名・押印しなければならない株主会決議等もあり、当局に指摘を受けてから改めて作成するとすると時間と手間を要する場合があります。

5 破産手続の概要

中国における破産手続の流れは以下の通りです。



6 破産手続を行うにあたっての留意点

企業破産法10条によれば、人民法院は、原則として破産申立を受領してから10日以内に受理の是非を裁定しなければならないとされていますが、近時は破産案件が増加しているこ

まず人民法院に対して破産申立を行います。債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、又は資産がすべての債務を弁済するのに不足する場合には、破産申立が可能とされています。中国では債務者自身による破産申立はもちろん、債権者による破産申立が日本に比べると簡便であるため利用されることが多いです。次に破産申立を受けた人民法院は受理するかを決定することになります。日本では形式的要件を満たせばすぐに受理されますが、中国では必要書類が揃っているかといった形式的要件の他、破産手続開始要件を満たすか、労働関係を適切に処理したかもしくは処理できる見込みかどうかといった実質的な判断を行うため、なかなか受理してもらうことができません。無事に受理されると破産管財人が選任されることとなりますが、近時は破産案件が増加しているため、なかなか破産管財人が選任されないのが現状です。その後、債権者からの債権届出、債権調査を経て債権者集会が開催され、その後の破産財団の換価等を経て、再度債権者会議が開催され配当案が決議されることとなります。配当案に従った弁済を行った後、破産手続の終結決定がなされ、市場監督管理局において抹消登記がなされることとなります。

とから、申立から半年以上経過して、ようやく受理されたという案件もあります。したがって、破産を選択する場合には、申立から破産手続が開始するまでかなりの長期間を要することを念頭に置いておく必要があります。

また人民法院に破産申立が受理されるかどうかにおいて、実務上、労働債務を支払うことができるかが大きな判断基準となっています。具体的には労働者に対する未払給与や経済補償金等を支払ったか、もしくは支払う見込みがある形で合意をしていることが重要です。労働債務の支払の目途が付かない場合には破産すらできない(事実上放置せざるを得ない)のが現状です。したがって破産を考える場合には、少なくとも労働債務をある程度支払うことができる余裕のあるうちに、検

討を開始することが重要です。

7 最後に

以上のとおり、外資の中国子会社の撤退において、清算のみならず破産も選択肢の一つとして認められるようになりました。ただし、実際には上記のような問題点がありますので、仮に中国からの撤退を考える場合には、早期に専門家にご相談いただくことが望ましいと考えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)